

公の施設の使用料見直し及び減免基準について

総合戦略部 経営戦略課

1 経緯

平成19年に策定した第1次甲斐市行政改革大綱において、重点項目の一つとして「財政の健全化」を掲げ、その具体的な施策として「使用料等の見直し」を掲げた。

また、平成23年には、使用料を徴収している関係係長で構成する「使用料等調査研究委員会」を立ち上げ、継続的に調査、研究を行ってきた（資料1）。

2 課題

公の施設使用料は、本来、その施設を利用する者が施設利用（サービス）の対価として負担し、その施設の維持管理等に要する費用に充てられるべきものであるが、施設の維持管理等に要する費用を賄いきれず、一般財源である税等を投入しており、施設を利用する人（受益者）と利用しない人の間に不公平が生じている。

また、使用料の減免については、各施設の規則等で定めた要件により個別に準用しているが、減免理由の拡大解釈や画一的な適用事例等により、減免を適用する範囲は広い傾向となっている。

3 基本方針

使用料については、負担の公平性、算定方法の明確化、受益者負担割合の設定及び、効果的・効率的な行政サービスの提供に努め、適正な受益者負担を維持するため、原則4年ごとに見直しを行う。

また、使用料の減免については、施設間の公平性を確保するため統一的な基準を設けることとし、その基準の判断は、公益性が高く市が施策を推進する上で必要であり、また広く市民から理解が得られるものとする。

(1) コスト転嫁方式による使用料見直しの基本的な考え方について（資料2）

(2) 公の施設使用料の減免基準の基本的な考え方について（資料3）

4 見直し後の収入見込額

令和3年度：6,190万円

見直し後：8,640万円〔2,450万円増額〕（資料4）

5 今後のスケジュール

日程	内容
令和5年5月	自治会連合会、行政改革推進委員会への説明
6月	パブリックコメント
9月	使用料に伴う条例の一部改正を定例市議会に上程
10月	利用者周知期間
令和6年4月	使用料改定、減免基準の適用